

平成 1 8 年 1 月 2 6 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 8 年第 2 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第2回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年1月26日(木)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時35分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 小林 章 子
古 木 光 義 牧 野 征 夫
大 澤 祥 一

署名委員 牧 野 征 夫

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	吉岡 正生
総務課長	井田 恒夫	学務課長	久野木敏夫
指導課長	叶 雅之	指導主事	山岸 寛也
学校給食課長	渡邊 博	生涯学習課長	府中 義則
体育課長	田中 博	公民館長	宿澤 正則
図書館長	里子 和三		

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係長	五十嵐 敏行	総務課主事	加藤 潤弥
---------	--------	-------	-------

案 件

1 協議

- (1) 立川市運動場条例の一部を改正する条例案について

2 報告

- (1) 平成17年第4回市議会定例会について
- (2) 学習等供用施設の指定管理者制度の導入について
- (3) 平成18年「成人を祝うつどい」について

3 その他

平成18年第2回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年1月26日
教育委員会会議室

1 協議

- (1) 立川市運動場条例の一部を改正する条例案について

2 報告

- (1) 平成17年第4回市議会定例会について
- (2) 学習等供用施設の指定管理者制度の導入について
- (3) 平成18年「成人を祝うつどい」について

3 その他

◎開会の辞

- 藤本委員長 ただいまから、平成18年第2回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
署名委員に牧野委員、お願いします。
- 牧野委員 はい。
- 藤本委員長 お手元の案内のとおり、協議が1件、報告3件、その他諸々ございますので、
よろしくお願いします。
-

◎協 議

(1) 立川市運動場条例の一部を改正する条例案について

- 藤本委員長 最初に協議、(1)立川市運動場条例の一部を改正する条例案について、体育課長からお願いします。
- 田中体育課長 それでは、立川市運動場条例の一部を改正する条例案について、ご協議をお願いいたします。

その前に、見影橋公園水泳場につきましては、平成12年に意見書が提出されまして、概ね5年ぐらいを存続して、平成18年に廃止をするというようなことで理解を得ているのですが、17年の開場が終わりまして、大規模な漏水が見つかりました。それで、修繕をするといっても全部を替えないとだめだということで、要するに配管を全部替えないと維持できないということがありまして、急遽、11月10日の文教委員会で17年度をもって廃止するという旨の報告をしました。時間が大変迫っていたものですから、先に議会の方に報告をしたところです。そういうことで、見影橋プールは17年度をもって廃止するというので、これは12年のころから教育委員会には報告をしていたということがあろうというお話で、あえてその場での報告はいたしていません。

それに基づきまして、見影橋公園水泳場の条例、これを別表第1、別表第2、別表第3、備考につきまして、見影橋公園水泳場というところを削除します。それから位置につきましては立川市砂川町3丁目12番地の2。別表第2につきましては、開場時間、午前9時から午後6時まで。別表第3につきましては、団体の貸付料金、そういったものすべて削除します。それから備考欄の(4)、これを全部削除します。そういう形で条例を改正したいということです。これは3月議会の方に一部改正するというので上程してあります。

- 藤本委員長 ご質問、ご意見等ございますか。すべて見影橋プール水泳場の18年度までの予定を17年度に繰り上げるということに伴う条例の改正というように思います。ご質問がなければ、よろしいでしょうか。小林委員。
- 小林委員 これは協議になっていますけれども、協議として出されているというのは、何を協議するというので協議に出されているのですか。
- 藤本委員長 体育課長。

○田中体育課長 協議ということで書いてありますけれども、立川市運動場条例の一部を改正する条例案ということで、これが主な協議事項でございます。その場合、これを改正するにあたりまして、その経過をその前段で説明させていただいたという形でございます。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 何の協議の余地もないと思うのですけれども、今までのことを考えてもそういう部分がありましたので、今後、協議する内容というのを、議題をもっと協議が必要な内容で出していただきたいと思います。

○藤本委員長 小林委員のおっしゃるとおりで、廃止は決ったけれども、それに伴う条例を改正しなければいけない、そこを協議するということなのですね。違いますか。

はい、総務課長。

○井田総務課長 条例でない規則を直すときには議案として出しています。今回の場合は、条例を替えるということで条例自体は市長部局の方で替えますので、その前段としてこういうものをこういうように替えますよということの協議をお願いしたいという意味で出しています。勝手に文書法政課でこういうように替えましたよというような出し方ではなくて、教育委員会もこの条例を替えることについては承知していますということで、その条例を出す前段として教育委員会にかけて承認していただくという形になります。

○藤本委員長 ですから、18年度までと予定していたものを17年度にしましたよというのをここで協議するわけではないですね。

○井田総務課長 はい。

○藤本委員長 わかりました。はい、牧野委員。

○牧野委員 今のは流れとしてはややどうかと思うのは、1つは、教育委員会の中には文化、体育等々のこういう条例を含めた、廃止も含めた協議をするのがまずあります。それと市の方の条例改正、文書法政課ともタイアップしながらやっていく流れをつくっていきながら、そして初めてそこで結論を得て、我々の中でも協議して、やはり見影橋公園水泳場の運営は不可能だという結論に達したところでこういう条例の決定を諮り、上程するというのが一般的な流れですね。

小林委員はたぶん、いきなりポンと出てきて、ではこれに決定するの、しないのという、そこだけで議論するということがやや不思議であるというように思われていると思うのです。その流れをしっかりとっておいた方がいいのではないかと。

○藤本委員長 総務課長。

○井田総務課長 もともとこれは平成13年のときに教育委員会にかけておまして、そのときに見影橋公園水泳場については概ね5年間程度継続して営業する。ただし、その中で大規模な工事等が必要になって、経費がかかるものについてはそのかぎりにはあらずというようになっていたはずなのです。それが今、体育課長が説明したとおり、漏水が激しくなってきたととも約束の概ね5年間ということまでもちそうもない。それに基づきまして、このことについては廃止をしたいというような経過があったわけです。

それを12月議会で説明をして、了解をいただいたのですけれども、条例自体を廃止しなくてはいけなくて、そういった意味での条例を廃止するための形式的な協議というような形、言葉は悪いのですけれども、なるのかなという気がいたします。ですから廃止自体がもう前の教育委員会で決まっているというように。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 それはわかるのです。だから、去年の12月以前の中で我々の方に出していただいて、こういう状況であるから、12年度の中身によってある程度定められたものの中で利用してきたけれども、これによって廃止するけれどもどうなのだという一声があって、それによって動くなればまたこれは教育委員会としての動きはある。それを飛ばしてきているから不思議だなというのが今までの協議の中のひとつです。

○藤本委員長 説明しているのは、過程では、教育委員会ではあります。

○牧野委員 12年はそうです。ただし、去年の中で一声かかっているか、いないかの違い。

○藤本委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時40分休憩

午後 1時47分再開

○藤本委員長 休憩を解いて、再開いたします。

先ほどに続きまして、この協議内容について、小林委員から疑義が出されました。体育課長の方ではこのところをもう一度説明しなおして、提案をしていただいて協議に入りたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○藤本委員長 それでは、体育課長、お願いします。

○田中体育課長 説明不十分でしたので、改めて説明をしなおしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

見影橋公園水泳場につきましては、昭和48年に開設し32年が経過しました。開設当初は、1シーズン6万人から7万人の入場者がありましたが、昭和55年に泉体育館、昭和58年に周辺小中学校全校のプールが整備されるとともに、昭和60年には昭和記念公園にプールが開設されたことに伴い、平成12年度は1シーズン1万5千人に減少しました。それから徐々に減少がありまして、平成17年度は1万人、そういったことであります。

その後、施設の経年による老朽化の状況を踏まえ、平成12年度にスポーツ振興審議会の諮問、答申を経て、周辺5カ所で説明会を行うとともに、地域市民で構成した見影橋公園水泳場地域問題協議会を立ち上げ、平成13年8月から11月にかけて6回の協議を実施し、見影橋公園水泳場の今後についてという意見書が提出され、廃止の方向が確認されました。

このことは平成13年12月の教育委員会で報告するとともに、平成14年の3月議会にも報告いたしました。見影橋公園水泳場については、意見書の中で大規模な改修が必要となるまで、概ね5年程度は存続してほしい旨が記載されており、平成18年で5年が経過することか

ら、18年度まで開設する予定でいましたが、平成17年度のプール終了後、多量の漏水が見つかり、修繕に依頼したところ、使用年数が経過していることとあわせて、亜鉛メッキ管鋼管を使用しているため腐食が管の内部からすすんでいるということ。それから、現在の漏水箇所を修繕してもほかの箇所が漏水する可能性が高く、全面的な改修が必要という報告を受けています。

したがって、大規模な改修が余儀なくされることから、次のように対応してまいりたいというように思っています。見影橋公園水泳場につきましては、平成17年度でもって廃止をします。平成18年度に公募した市民などで構成したワークショップを立ち上げ、親水公園などを視野に入れた新たな施設について検討し、方向性が出た段階で基本設計、実施設計を行っていくと。平成19年度以降、なるべく早い時期に工事に入る予定になっております。そういった考えでおりますので、ご協議いただきたいと思います。

○藤本委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。お聞きのとおりでございます。破損が出たようなので予定した18年度を1年繰り上げて、17年度をもって廃止すると。あとのものについてはまた協議いただくということの提案でございますが、皆さん、ご了承いただけますか。はい、牧野委員。

○牧野委員 12年度からの議論を中心として、その話の中身に応じた18年度までの存続が不可能となったので、1年繰り上げて見影橋公園水泳場は廃止するというのでいいですね。

○藤本委員長 そのことは今説明があったとおりでございますので、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 では、そのようにいたします。体育課長。

○田中体育課長 この件をご承認いただきましたので、引き続き立川市運動場条例の一部を改正する条例案についてご協議いただきたいと思います。

これにつきましては、立川市運動場条例の一部を改正する条例ということで、3月議会に提案してまいりたいと思っています。この中身につきましては、運動場条例の別表第1、別表第2、別表第3の中で見影橋公園水泳場に関わる部分を削除いたします。それから備考欄の(4)、これにつきましても削除させていただきます。条例をそういった形で改正していきたいと思っております。

○藤本委員長 という提案でございます。小林委員、これでよろしいですね。

○小林委員 はい、結構です。

○藤本委員長 この改正についてはいかがですか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 了承されたというように思いますので、よろしくお願ひします。

はい、小林委員。

○小林委員 予定よりも1年早く廃止になったということですので、理由などを市民に十分にお知らせしていただきたいと思います。私も地元なものですが、なぜ早く廃止になったのかというように疑問をお持ちですといけませんので、よくわかるようにお知らせしていって

ただきたいと思います。

○藤本委員長 体育課長。

○田中体育課長 この辺につきましてはいつの時期がいいのか、この辺を検討しまして、広報等で周知してまいりたいと思います。

○藤本委員長 よろしく申し上げます。

以上で協議を終わります。

◎報 告

(1) 平成17年第4回市議会定例会について

○藤本委員長 報告に入ります。

(1) 平成17年第4回市議会定例会について、教育部長、お願いします。

○吉岡教育部長 それでは、定例会についての報告をさせていただきます。

定例会につきましては、昨年12月5日から12月20日まで行われております。

その中で一般質問、各委員会、文教委員会、それとあわせて補正予算について報告させていただきます。

お手元の1月25日号の市議会だより、これが届いているかと思いますが、これについても要約された部分で答弁がなされています。そのためにこの内容と私の内容と、また議事録、非常に齟齬が生じた場合については影響が大きいものですから、一般質問についてはもうそろそろホームページにこれができあがっていますので、ご確認いただければと思います。一般質問につきましては、私たちがまとめたところと議会だよりのまとめたところ、若干ポイントがずれておるかと思いますが、一般質問につきましては全体的な印象ですが、これまでの議会からの質問等について、一般質問を聞かれていた委員さんもおられると思いますが、あまり過激な質問等はないかなというのが私の第一印象でございます。

そんな中で、何回も同じことの質問もありましたけれども、特に今回、安全について、各委員さんは安全絡みの質問が非常に多かったという印象を受けております。そしてまたスポーツに関すること、これも非常に多くの質問がございました。それと地元の問題として出てくるのですが、曙町の学供施設、これについても長年検討ということでありまして、これについても全体の中で考えていくと。それから給食に関しまして、ここで再開しましたけれども、牛肉使用についての安全性、これについても聞かれておりますが、教育委員会としては、これまでの対応を変える考えはありませんということでお答えしております。使用する場合は国内産、それも検査済証の確認をとれたものを使うと。

それからスポーツ関係ですが、部活関係、中学校の体育系の部活につきまして、かなり心配されている議員さんもおられます。これは立川市だけの問題でなくして、全体的な問題であると思いますが、その中で参加に向けてのいろいろ工夫をしていますよと、考えていますよということを答弁させていただいております。また一番大きな問題は、スポーツ関係では多摩国体、これについても質問がありました。これについては体育課を中心に現在2回、打ち

合わせ会というよりは下調べの会をしています。各市が対応できる競技種目、競技についての意見なども聴取されております。これについては、ようやく入口になったところでございます。

それから特色ある学校づくり、これについても質問がありました。また、18年度の予算で対応すべきところはするという形で取り組んで目玉としているところがあります。

一般質問については、今回、27人中11人から質問が出ました。質問の内容につきましては、もう少し突っ込んだ質問があっても私はいいのかなという気がします。

続きまして文教委員会が開かれて、12月12日に開催されております。今回の文教委員会も淡々と進みまして、本当に早い時間内に終了してございます。この中で請願、これは平成14年度から出されております西砂川地域に市民体育館の建設に関する請願ということで、これについては平成14年から毎回毎回やっているわけですが、これは委員会の委員が審議する内容でございますので、継続という形で取り扱っております。

2番目としまして報告事項。今回につきましては総務課、生涯学習課、体育課の3課から3本報告をさせていただきました。(3)の見影橋公園水泳場、これについての廃止の考え方、これを先ほど申し上げましたような形の中で、漏水等、またアスベストを管理棟で使われた関係もありまして、これもやむを得ないだろうということで報告をさせていただいております。(1)はアスベスト調査結果ということで、これは昨年から引き続き教育委員会に報告をさせていただきました内容を文教委員会にも報告させていただき、その対応についてもあわせて報告させていただいたところでございます。また(2)の市民交流大学構想に係わる市民参画の推進ということで、これにつきましては昨年の12月3日を最後に6回各地域で市民対象に開催させていただいた状況と参加人数、または感触を生涯学習課長から報告をさせていただきました。

また所管事項でございますが、今回は6名の委員の方から出されております。このときも安全ということで求められております。これについては対応できるところは対応するという形の中でまず安全マップということにつきましては今年度、できるところから対応していきますし、また18年度は改めてこれらに関する予算も計上させていただいております。

それから3番目に曙町の学供絡みの質問がありました。それと、大沢委員からの質問だったのでございますけれども、学校での外国人児童・生徒の施策ということで、これは今行っているところをなぜできないんだというような質問でありました。要するに各種学校に行っていたお子さんたちは日本の学校に進学して、規定の年数を就学し、卒業しないと中学校へ行けませんという39条でしょうか、これに抵触します。9月の議会または10月議会で質問されておりますが、立川市としては法に沿って就学の確認をしているという手続きをとっているということで繰り返し説明していますが、かみ合わないところがあるという状況になっております。

補正予算(第5号)というものを提案させていただきました。今回、字が細かくて申し訳ないのですが、写しを出させていただきました。やはりこれだけ油の価格が値上がりします

と非常に燃料費が不足しております。そこで小・中学校合わせまして、それぞれ重油を使っているところ、これについては補正を組ませていただきました。

これの6ページにあります西砂小学校冷暖房改修工事33,623,000という大きな数字がございますけれども、これについては17年度、18年度2ヵ年工事ということで、国債の関係のものでありますから、17年度については契約のみ、18年度が本工事ということで、契約のみということで2割が17年度の執行で、立川市の契約規定の中で2割というのはできないことなので4割、手付金は40%というようになっているものを当初は2割の方がいいのではないかとというようなことがありましたので、計上してきたところ4割ということでその倍の33,623,000というものを補正して17年度の支払いを終了するというようなことで非常に大きくなっています。

それから8ページの文化財保護に要する経費、これにつきましては古民家園でございます。ヒアリング等行ったときに、こういうような修繕についてはシルバー人材センターでいつも受けているだろうからできるだろうということでだいぶせめぎあいましたのですけれども、結局できませんで、小林家住宅を移築していただいた宮大工の方に見積もりをさせていただきました。特殊な技術なものですから、囲炉裏ですとか雨戸、障子も全然違うものがありますし、予算査定するところの見方と、我々がつかんでいるところは違うということをお知らせいただきまして、これは当初は18年度の方の予算を組んだわけですけれども、そういうことになってきて、対応できるならば補正で対応していいですよということになったので、やはり文化財ですから、早めに、傷んでいますけれども、それ以上傷む前に手をつけたいということで、またそれと合わせて畳も、これは特殊な畳ですから、修繕が終わった暁にはご連絡いたしますので、是非ご覧いただければと思います。

またその下の図書館、取得費割賦金でございますが1,647,875,000円、非常に大きな金額です。これは借入先の振替ということによりまして利息分です。安い方を借り入れてここで返してしまうということで、トータル的に見て2億でしょうか、30、35年の分ですけれどもそういうのを繰り返していくと億単位でそれをそのまま返さなくてもいいという手法をとらえて、今回急遽、組み換えて安い方から借りて、今までの分を返すというような手法をとらせていただいております。

それから10ページになります。これにつきましては泉町庭球場用地買収56,837,000円、これが先ほど田中体育課長が遅れる理由だったのでございますけれども、これはこれまで泉町庭球場の脇、これは片方の道路がまだ確定しておりませんでしたので、ここで道路用地が確定したということで、測量ができるということで、そして立川市で買い足すというような条件のもとに、ここで確定したものですから、292㎡、きょうはその292㎡を購入するのに56,837,000円、これが適正かどうかというような財産管理審査会というのがあります。それに担当課として出席することになっておりますから、今現在終わっていると思います。

その下の備品購入費、フットサルゴール外ということで882,000円。これにつきましては新堤防内、現在ほぼ工事が終わっているでしょうか、4月から新堤防内と言いまして下水の

終末処理場の南側、その中に整備をさせていただいたテニスコート4面、これを半分ずつにした中ではフットサルも使えますしテニスコートもできるということで、その備品でございます。と言いますのは、4月1日から始めるのに18年の予算では間に合わないのでここで組ませていただいているということで、あそこについてはナイター設備、西半分はそういうように整備させていただいて、東半分については多目的ということで森と林を残した中で使っていこうということで、これは約1億円の補正予算、ただそれも国の方からの整備費をいただけたということもありまして、総額で1億ということでございます。

あと人件費のところ、立川市としては全庁的に見直しを行っている関係で我々を含めてすべて減額をされているということで、不要額を△で戻したということでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○藤本委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

はい。牧野委員。

○牧野委員 議会の一般質問の中で小玉議員が言っている「生活集団・学習集団」論の東京都の立場はどう考えるかという問題、これは国の40人学級の問題を取り上げてこれは話をしているのか、もしくは1、2年生の40人を割っていいという、その市の状況によって、地方自治体の中によっては割ってもいいという流れを話をしているのか、これがどうなのかというのが1点です。

2点目は文教委員会の中で出てくる守重委員の中の、地域安全マップの実施13校は少ないと思うが、が出ています。ここまできていて各学校が13校という半分いかない学校の安全マップしかできなかったことへの学校側の対応といえますか、学校側が安全・安心というものをどう考えてこれを受け止めているのかという部分をどう説明されたのか、そのところの2点をお願いします。

○藤本委員長 教育長、お願いします。

○大澤教育長 全国的に都道府県で少人数学級というものを加配の教員を使って進めていますね。それと国の方の考え方がだいぶ40人に固執しないでだんだん緩和されてきたということの中で、国が市町村の裁量でもって教員が確保できるようになった暁には、立川市は少人数学級に踏み込むのかどうかという、そういう趣旨の質問ですね。

○牧野委員 わかりました。

○藤本委員長 教育部長。

○吉岡教育部長 12月12日の文教委員会でのご質問だったわけですがけれども、その前に、12月6日の一般質問のときにあったわけです。そのときの答弁が13ということで、この資料が9月の資料だったのです。それでこの文教委員会するときには19校ということで訂正させていただきました。

それにしても少ないということで、これは12日の直前のところまでの、その前の週のところまでの学校全部に依頼をかけて確認をした数字が19校だったものです。ちなみに今は。

○藤本委員長 学務課長。

○久野木学務課長 小学校につきましては、今月いっぱいを目途に全校で作成するというところで作業を進めているところでございます。

中学校につきましては、期限は設けておりませんが、作成をするという方向でございます。小学校につきましてはこのような状況ですので、予算の対応、やりくりというのでしょうか、先ほど申し上げましたように、入学式までには対応していきたいなというように。中学校につきましては、18年の方で作成していきたいと考えています。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 今本当に安全マップが必要かどうかは別にして、安全マップの作成については全国的に言われている状況の中で、立川市として安全・安心というそういうまちづくりの大きな柱があるわけですね。そういう中で学校の現場の人間として、そういう意味での安全マップを作成する必要性を感じているのかどうかという問題が1つあるのです。

2つ目は、小学校と中学校の安全に対する考え方が全く違うと思うのですね。その辺のところの、今盛んに五中学区でもってやっている小中一貫の中の動きがありますね。そういうものとの連携を図って作成をすることも必要だろうと。そんなことを考えれば、これは1校1校作るというよりも、そういうひとつの組織的に、小中一貫的な、そういう連携をとりながらその地域の安全マップというものを作成することでおわっていくのかなという気もするのですけれども、たぶん小学校、中学校は地域の安全の仕方が違いますから、例えば痴漢が出るとかというそれだけではないと思います。交通安全の問題やすべての安心・安全という部分ですから、そういうものを盛り込んだ安全マップが果たして今後作られていくのかどうか。これは守重委員がどういように質問されているかわかりませんが、私はその地域の安全・安心というきちんと交通安全含めて全部の安全・安心マップを作るなら作っていく必要があると思います。

それと立川警察、立川消防と連携しながら作っていくのが。全市的には市長との話の中では危機管理対策室でもって全市的なものは作るという話がありましたけれども、そういうものとの連携というものも各学校が考えながら作っていかなければならない。その辺のところは今後どうなっていくのかお教えいただけますか。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 順番に説明すると、学校で小、中で学校ごとの安全マップを作るということ。

それから、自治会でも並行で作っていく。その辺は自治会で作るのと学校で作るのでは視点が違う。小学校とまた中学校では違う。不審者による事故ということになってくると、今までの地域安全マップづくりの視点では不十分ということがあるのですね。私などが思うのは、小学校全体の安心・安全不審者のマップ、この情報をすべて盛り込めばいいのか、それは必要なのでしょうか、私などは極端に言うとA君、B君、C君、その子にとって個々に安全なマップと言いますか、子どもの視点を入れたマップというのが非常に必要かなというように感じるのですね。今までは個人の活動範囲における安全・安心の状況はどうなっている

かという視点は少なかったと思うので、それもやはり強く入れていく必要があるかなというように、それは感じます。

あとは中、高だとかある程度広い分野になってくると、自治会で作るといっても小中学校で情報を入れないとできないことですから、その辺のところは情報交換しながらよりいい形をどうしたらいいのかということを検討しながら作るべきかなというように思いますけれどもね。

○藤本委員長 以上、報告でございますのでよろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

◎報 告

(2) 学習等供用施設の指定管理者制度の導入について

○藤本委員長 報告(2) 学習等供用施設の指定管理者制度の導入について、生涯学習課長、説明をお願いします。

○府中生涯学習課長 報告事項の2番目、学習等供用施設の指定管理者制度の導入についてご説明させていただきます。

既に資料を事前にご送付させていただきました、お目を通していただいているという前提で説明させていただきます。指定管理者制度についてという資料をお目を通していただいたのですが、ご存じのように、自治体における公の施設は地方自治法の改正がございまして、現在管理委託をしている施設は18年8月をもって市の直営かまたは指定管理者制度を指定して管理をするという法律が施行されてございます。この中で既に立川市の公の施設、この資料の中の下の方にあります箱に書いてある施設等の一部については、先の広報にご案内が出ているように、指定管理者制度の導入を図るということで4月以降の適用を受けるということになってございます。

この中に学習等供用施設がございまして、学習等供用施設の指定管理者については、昨年の6月頃から各会館の委員長、いわゆる代表者連絡会議を開きまして、指定管理者制度の趣旨の説明、そして管理運営委員会の、いわゆる市民の皆さん方が指定管理者とは何なんだというような説明をしていくことが必要だということで6月から2ヵ月に1回、代表者連絡会を開きながら、意見交換をしながら指定管理者制度をご理解いただいて、学習等供用施設が指定管理者制度になじむかどうかということでご理解をいただいて進めてきました。

そういう中で、学習等供用施設は現状の条例の中では管理委託は地域団体というように限定をして、地域のコミュニティ施設であり地域のコミュニティを醸成するという設置目的から、地域の団体しか管理ができないという条例規定になってございます。それが条例の設置目的でございまして。

そういう条例の設置目的の背景を受けまして、管理運営委員会と意見交換をしてきて、ここで合意が見られたということでご説明をさせていただきます。

次のページをお開きいただきますと、絵の方では仕組み図が2つ出ておりますので、こう

いう流れで今まで管理受託者、いわゆる決められた法人しかできなかったものが、制度改革によって民間とかNPO法人とか様々な団体ができるという方向になっています。

次のページでは、ここの中で4番目のところでご説明させていただきたいのですが、指定管理者の選定というところでございます。指定管理者の募集については、「施設の設置目的を最も効果的、効率的かつ安定的に達成できる団体を選定するため、原則として公募します。ただし、施設の性格及び設置目的に照らし、管理を代行するものを特定することが必要な施設については、公募せずに候補者として選定することができます。学習等供用施設のように地域コミュニティの醸成や地域団体の育成など市の施策と密接に関連する場合は、公募によらず指定することが可能です」、ということで指定管理者制度の選定の中にひとつの考え方がございます。

こういう前提で地域団体、いわゆる管理運営委員会とお話を進めてきておりまして、18年1月4日に各会館の委員長さんと委員さんに教育委員会から、「学習等供用施設における指定管理者制度への移行説明補足資料の送付について」ということでご案内をさせていただいております。12月21日に代表者連絡会において検討を進めてきましたが、まだその時点では資料的に不十分な面がございましたので、改めて年を明けてご説明をさせていただく資料をつくりました。この中で1番目でございますが、指定管理者制度への移行についてということで、先ほど申し上げたように、本年8月以降をもって現状の管理委託から指定管理者制度への移行、または直営化ということが決められておりますので、いずれかを選択して移行することとなりますよということを再確認させていただいております。

そして先ほど制度の趣旨を申し上げましたが、2番目において、立川市教育委員会の考え方についてということで、委員会の皆さん方にご案内をさせていただきます。ここだけを読ませていただきます。「各会館は、地域住民の学習施設、地域団体やサークル・グループ等の活動拠点として設置した公の施設です。施設管理運営にあたっては、地域住民で構成する各会館管理運営委員会に管理運営を委託し、委員のボランティア活動に支えられて、地域のコミュニティ施設として住民から愛され、親しまれ、利用しやすい会館として培ってきていただいております。立川市教育委員会は、会館の設置目的を考慮し、現行の各管理運営委員会による管理運営形態が最善の方法として認識しており、各会館は管理運営委員会を「指定管理者」として指定させていただき、平成18年9月以降は「指定管理者」として引き続き、会館の管理運営をお願いしたいと考えております」というご案内をさせていただいております。

そういう中で、本年1月20日に、次のページのスケジュール表を参考にさせていただきたいのですが、12月21日に新たな提案をし、1月初旬に、1月4日の文章ですが、説明をして各委員会の中で意見交換をしていただいて、そして本年、1月20日でございますが、選考団体として武蔵野市のコミュニティセンターが今年の4月に既に指定管理者制度に移行されておりますので、地域団体の運営委員会の委員さんと意見交換をする場を行政視察として実施しております。各会館から委員長及びもう1人の副委員長等々の2名にご出席をいただいて、武蔵野市に出向きまして、地域団体が指定管理者制度に移行してほぼ1年を迎える中でどう

いう課題、どういう問題点があったのかという意見交換を率直にしております、地域住民や市民同士の意見交換をして指定管理者制度の内容をさらに深めていただいたということでございます。1月20日に視察を終えまして、立川市に戻りまして、会議を持って臨時の代表者連絡会を各館2名の意見交換をしまして、1月20日に指定管理者制度の最終的な結論を生み出していただきました。その結果、6月から検討してきまして、地域団体のご理解をいただきながら、20日の日、全11館の代表者のもとに現行の管理委託制度から指定管理者制度への移行については、代表者連絡会の結論として可とするということで結論を全館一致で指定管理者の導入について承認をするというご意見をいただきました。

その後のスケジュールが、本日教育委員会が開催されております、学習等供用施設の指定管理者制度の導入に向けたプロセスをご説明させていただきました。

2月以降の今後の手順でございますが、先ほどの体育課の条例の改正も含めて、私どもの条例改正もございます。2月上旬から進めまして、3月の議会で学習等供用施設の設置条例の改正案をご審議いただいて手続きをとっていくと。最終的に9月1日に指定管理者制度に移行するというスケジュールを定めてございます。

きょうご説明させていただいたのは、このように会館の指定管理者制度導入の移行については既に合意を得られ、事務手続きを着々と進めていきたいと。そしてこの後、条例の改正案を今詰めてございます。条例は市長が提案するということでありますが、事前に改正案について教育委員会にご意見をいただきたいということで進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○藤本委員長 説明が終わりました。今の指定管理者制度の導入について何かご意見、ご質問はございますか。牧野委員。

○牧野委員 今回の説明も体育課の問題もそうなのですけれども、我々が教育委員会にかけるときにはある一定のものが進行し、その中の一端だけをこちらへ持ってくるというような協議内容になっているような感覚を受けるのですね。

というのは、先ほどの体育課長の条例の改正案で了解ありますけれども、今回のあれも12月21日に新提案を諮る。その新提案を諮るという前に教育委員会としての、先ほどの生涯学習課長のあれでもって今の立川市教育委員会が考えるというものが出てきています。これを前もって我々の方の、「こういう提案でどうだろう」というような、そういうものが今示されていますけれども、以前に例えば学供なら学供についての、ある程度、市民大学など流れは聞いていますけれども、こういう学供の問題については初めてですね。ですからそういうところの部分がやや抜けてしまうものですから、先ほどのような形でちょっと流れはどのような形になっていくのではないかなと思うのです。

ですから、全部意味はわかります。流れもわかりますけれども、その部分の中での立川市の教育委員会の考え方というのは、「こうなっていくのだけれども、どうだろう」という提案がもう少し前にあると我々もわかりやすいのではないかなと、そんな気がするのですけれども、ただし、教育長が事務的な執行の、こういう事務についての専決は持っていますから、

それは教育長がやっていただいて結構ですけれども、ちょっとその前に一声あってもどうか
なというそんな気がしているのですね。その辺は、課長はどうお考えですか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 牧野委員さんのご質問の趣旨は十分理解はしてございます。先ほども言
いましたように、この制度の導入については地方自治法の改正が15年の6月に改正をされて、
公の施設の取り扱いをとということでございます。ご質問のように、事前に教育委員会への意
見交換という形をとれなかったのかということでございますが、申し上げたように、6月か
ら市民の皆さん方との意見交換をして、ある程度指定管理者制度にいけそうになるかという
背景が12月21日でしょうか、のところで概ね形が見えたということで、先ほどご指摘いた
だいた教育委員会の考え方というところでございますが、教育長が直接業務をするという範
疇ということで、法律の改正に伴う事務方の整理ということを進めてきたのですが、事前に
その間に教育委員会を開催するときに準備が整っておりませんので、ご説明する場がなかっ
たと。

先ほど申し上げたように1月20日に概ねこういう筋でご理解いただいたということで、き
ょうご報告をさせていただいたということでご理解いただけるのかなということ、もう少
しということであれば、確かにそのとおりでございますが、教育長の直轄の業務という事務
レベルで整理したところもございましてご理解ください。ただ、条例の改正案等々につき
ましても、また住民の、いわゆる管理運営委員会との調整をして、この条例の内容でいいか
どうかと再確認をしてはじめて条例の案ができるということで、これもできた時点でまた報
告ということであればご理解いただけるのかと思っ、事務局としての考えでございます。

○藤本委員長 そういうなかでのようですが、牧野委員。

○牧野委員 我々の委員会が月に2回ということですので、なかなか流れの中で進行すること
の経過報告も含めて考えなければいけないことだと思います。ただ、きちんと「こういう話
があるんだよ」と一言ぐらい前もって言っていただければ、こういう話になっていくのかな
という部分は理解できますので、そのようなこと。

あと、教育長の事務方のお仕事の中での動きもありますから、それも含めてこんな方法で
今動いているよという流れはお聞きしていますけれども、このような条例改正の場合は特に
そうですけれども、一言前もって教えていただければよりわかりやすいというように思いま
すので、よろしく願います。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 牧野先生も教育委員会で決定すべき事項と教育長に委任している事項はよくご
理解したうえでの発言なので、確かにその辺の制度的なものもあるのかもしれませんがけれど
も、教育委員会というのはご承知のように膨大な仕事をやっていて、それでこれを私にお任
せしていただけるからスムーズにいけるとい部分もあるのですね。また教育委員会という
のは教育委員会の筆頭の組織として教育委員会は何をどういうようにやっているのかとい
うことに関心を持つのは当然のことでありまして、その辺のところ委任をされていてもこれ

というものについてはお知らせした方がいいというものについてはお知らせしていくという、これについては怠ってはいけないことと思いますね。

今回の指定管理者制度も個々に言うのか、または指定管理者の対象になる業務というのは教育委員会に10個あるいは15個あるよと。これは実質的な違いはあるけれども、順次指定管理者に移行していきたいよという話はどこかで、全体的な話を確かに指摘されれば説明しておいた方がよりよかったのかなと。そうすればその中でもって学供について、こうこうこういうスケジュールでこういう動きになるというような話でよりわかりやすかったのかなという感じがしますので、以降、その辺については気をつけてまいりたいと思います。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 もう1つ、今のお話はよくわかりましたけれども、別の話で、学供の施設の今後については、この文章の中でいいますと一般公募はしないと。指定公募する。指定公募といえますか、今ある館長というのでしょうか、今の学供を管理している人たちですね。その方々が引き続き市としては指定管理にすると。公募は非公募であるという考えでいいですね。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 先ほどの資料の1月4日のページの3番、先ほど法律の趣旨の中で設置目的によって非公募できるというようなことでございます。教育委員会の考え方の中に述べてあるように、設置目的を考慮しますと非公募となって、現在管理していただく地域団体に指定することが好ましいだろうということを考えてございますので、3番に書いてあります指定管理者の指定についてということで、各会館管理運営委員会を、現行のということで、指定管理者の候補として指定するというところでございます。ご質問のとおりでございます。

○藤本委員長 教育部長。

○吉岡教育部長 補足的に、きょうのこの資料の中で囲みがあると思うのですが、これは立川市として指定管理者へ移行してと、公の施設ということで、これは教育委員会だけではなく立川市として挙げさせていただいております。その中で例えば、市民会館はどうしましょう、駐車場はどういうような形にしましょう、その中で公募、非公募という形が決められてきます。その中で現に市民会館では現在財団がやっております。非公募という形でもう移行が決定しております。

これは教育委員会が決めるのではないです。この業種につきましては非公募が望ましい。そのかわり非公募といえども選定委員会にかけ、決定をしていただくということで、きょうご報告させていただいているのは教育委員会としてとりまとめた内容であるということで決定ではありませんので。考え方をこのように整理させていただき、指定管理者については学供の指定管理者についてはこういう方向でいきたいということの報告でございますので、審査会をこれでかけるということになっておりますので。

○藤本委員長 わかりました。ありがとうございます。

古木委員、小林委員はよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 報告2を終わります。

◎報 告

(3) 平成18年「成人を祝うつどい」について

○藤本委員長 報告3に入ります。(3) 平成18年「成人を祝うつどい」について、公民館長、お願いします。

○宿澤公民館長 平成18年1月9日に市民会館で開催いたしました「成人を祝うつどい」について報告いたします。

対象者は昭和60年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方2,064人で、その内の1,314人、63.7%の方に参加いただきました。

式典は午後1時より立川市吹奏楽団による演奏、立川市市民歌推進委員の林みち子さんによる歌のリードによりまして、国歌と立川市民歌を斉唱したのち、励ましのことばを市長より、お祝いのことばを市議会議長よりいただきました。

記念講演は昨年同様、新成人を対象に行いましたアンケートにより、女子レスリングの草分け的存在であります山本美憂さんをお願いいたしました。予定より少し短い講演時間でしたが、努力すること、目的を持ち続けることの大切さ、それから家族観について講演いただきました。

心配された混乱もなく、無事終了したと思っております。

交流会は式典終了後、地下の展示室で3時15分まで行いました。内容は中央公民館で障害者の自立を目的に運営されている心身障害者訓練事業所「たんぼぼ」によるコーヒーやジュース等の無料サービスによる談話コーナーとともに、今年から新たな試みといたしまして新成人の生まれてから今日までの節目節目の新聞記事を掲示いたしました。新聞記事に新成人たちは興味深そうに目を通しておりました。交流会には例年同様、約350名ほどの方に参加していただきました。

アンケートでございますけれども、アンケートは87名と少数でございましたが、その内の91%の方が成人式の継続を望んでおりました。また、参加した理由につきましては、友達との再会を楽しみにしていた方が71%と多数を占めておりました。

今回は今後の「成人を祝うつどい」のあり方の検討をするために、市民と共同で考えていくべく地域で新成人を育ててきた市内12地区の青少年健全育成地区委員会の代表の方に現状視察を兼ねまして会場整理のお手伝いをいただきました。今後、参加された委員の意見を参考に、市民との共同でする方向で成人式を検討していく材料としたいと思っております。

なお、司会者につきましては、予定していた司会者が都合が悪くなったため、急遽、地区委員会の方をお願いしました。以上でございます。

○藤本委員長 皆さんもご来場いただきましてありがとうございます。何かご質問ございませんか。感想でもよろしいですが、小林委員。

○小林委員 講演会の内容が私はすごくよかったですのですけれども、いつものようにおしゃべり

が多くて、どのぐらいの人が真剣に聴いてくれたのかなというように思いましたけれども、普通の成人にとってはお姉さんみたいな感覚の方が普通の言葉で語りかけてくれて、しかも日本一といいますか、チャンピオンなのにそう見えないところがとは思ったのですけれども、でもお話を伺ってみると、やはりかなり努力していらっしゃるし、節目節目で挫折したときに家族の言葉が励みになってというようなお話で、それを聴いて家族に恵まれているのだなというのも思いますが、その家族の言葉をうまく自分にプラスに受けとめられる力というのもすごいなというように思いました。同じ言葉をかけられても右から左へ流れていってしまうこともあります。この方は本当に自分にとって必要な言葉を自分の励みにしてしっかり受けとめていたというところで、見かけは普通のお姉さんですけれども、本当にすごい方なのだなど、私新成人ではありませんけれども、この年齢で聴いてもすごく心に残るお話でした。

もう1つ、交流会の方は毎年あのくらいの量で、先ほどお話がありました新聞記事のパネル、あれもとても興味深く見せていただきました。すごくいいアイデアだなというように思いました。

アンケートによると、友達との再会が一番の目的というようなことなので、その意識の中で何か話を聴かせるというのはとても難しいことなのかなと。来年度に向けての今、お考えがありましたけれども、私も地域で青少年を見守る人たちとか、学校とか、自治会とかそのような方々の力をお借りして、巻き込んで新しい形で成人式ができないかなというように考えました。

司会の方は急遽ということでしたけれども、最初はたどたどしかったのですが、青少健の方ということでそういう意識もあって、途中で「車をとめている方は移動してください」というようなことでありましたけれども、それに関して「成人になったら人に迷惑をかけないようにしましょう」などという言葉が出てきて、素人ですけれども、それなりにとても温かみがあってよかったなというように思いました。お疲れさまでした。

○藤本委員長 古木委員。

○古木委員 大変にバランスのとれたプログラムでしたし、市歌の印刷もとてもよかったですね。林みち子さんのリードもよかったし、吹奏楽ももう何曲かあったらよかったと思ったのですけれども、式典を急いで始められて、今年は去年のような壇上へ上がってパフォーマンスするそういう若者もおりませんでしたし、比較的穏やかな成人を祝うつどいだったと思います。ご苦労さまでした。

○藤本委員長 公民館長、よろしいですね。

○宿澤公民館長 はい、ありがとうございます。

○藤本委員長 それでは以上で終わります。

◎その他

(1) 教育フォーラムについて

○藤本委員長 3番のその他に入ります。

その他の最初は、教育フォーラムについて、指導課長、お願いします。

○叶指導課長 教育フォーラムにつきまして、1月18日に無事終了いたしました。ありがとうございました。

つきましては、そのときにとりましたアンケート並びに参加人数、現時点でのご報告をいたします。

参加は1,041名。昨年より100名ほど減っております。

アンケートにつきましては、8割から9割は好意的なご意見をいただきました。好意的な意見の例としましては、特にパネルディスカッションが好評でございました。例えばこの春から教師を目指している方が、教師としての生活に一層の期待を抱くことができたとか、他校の取り組みや様子がわかり小・中の教育方針が伝わる。あと、中学校区の取り組み、連携が大変興味深かった。中身の濃いフォーラムで立川をさらに見直した。あと、パネルディスカッションの時間がもう少しあるとよかった。ディスカッションの子どもとのかかわり方など、考えさせられることも多かった。特にパネラーの熱い、キャラクターたっぷりのメッセージを強く感じた。立川の地域力というのでしょうか、力強さを感じた。ほとんどの学校が地域との関わりを持って子どもたちを育ててくださっていることを感じた。とてもわかりやすく参加してよかった。あと、自分が子どものときに比べて変わってきているなどは感じていたが、その原動力を見た思いがした。各学校の特色が非常に出ていた。中にはボランティアの方が地域との関わりを深く持って学校運営をしていることを実感して、自分が地域の中でボランティアとしてかかわりをもって来たということについてホッとしている、要するに自分がやって来たことについて非常によかったと感じているような、こういうご意見もございました。

また、あえて学校や教員への苦言等について、これは先ほどのよい点は抜粋ですが、これについてはすべてが全部書いてあります。教員のマナーについて、2階席では話し声がうるさくて、何のために来ているのだという教師への批判。また時間を守らず遅れて来た人たちが非常にうるさかったと。この態度やマナーについての批判。

心構えについては、いいことを書いたうえで書いてあったのですが、大人がもっと話を聞くべきだと、先生もですよと。あと、心の豊かな先生が少ないと思う。一生懸命の先生や地域の人たちが不足しているというこういうようなご意見もありました。

また連携につきましては、先生方がもっとPTA活動に参加、協力してくださらなければ保護者の頑張りも続きません。あと、もっと地域に出て地域のことを知ることが大切ではないでしょうか。あと、パネラーの思いと比べてその熱さにギャップを感じず。ホームページの活用がまだ十分ではない、これが学校や教員への批判、これがすべてでございませう。

細かい部分では様々な批判、ご意見はあったのですが、総じてほとんどの意見が今回のフォーラムをやって非常に好意的で、また自分が参加してよかったというご意見をいただきました。ありがとうございました。

○藤本委員長 ありがとうございます。牧野委員。

○牧野委員 大変ご苦労さまでした。2 回目で、少しまた去年とは違った流れの中で動いたこと、とてもよかったと思います。アンケートの一番最後の苦言について、これは学校長の方にも徹底的にお話をしたほうがいいと思いますけれども、校長会等でもしていると思いますけれども、やはりこういうような見られ方をしているのだということを教員にも伝える必要があるというように思います。

P T Aだけでなく地域に参加している教員の数も残念ながら限られた教員であるということを見ると、もっと教員が地域とのコミュニケーションをしっかりとる、そういうことの必要性といいますか大切さといいますか、そういうものをもう一度見直すということが大事なのかなというように感じますので、是非、校長会、副校長会等でお話いただければと思います。

○藤本委員長 指導課長。

○叶指導課長 たまたま昨日、校長研修会がございましたので、そこでお話をさせていただきました、ならびに全学校の校長先生とメールとつながるようになりましたので、この文章自体を学校にお送りして、必要に応じてこれを活用していただくようお願いしていきたいと思えます。

○藤本委員長 古木委員。

○古木委員 大変ご苦労さまでした。よかった点は、当日いただいた資料、案内、これがとてもよく、裏に当日の流れ、プログラムを載せていただいて、これは昨年は無かったのですけれども、非常にこれはありがたかったです。

それから、今後努力していただきたらと思うのは、広報への事前の P R ですね。これを一面に出せたらなと思って、一応頭に置いて一面のこの辺にばんと出してもらえないものかと思いました。やはり全市民に来ていただきたいというところがございます。

それからポスター表示には、わずか模造紙 1 枚ですけれども、あれの最初にまず基本的な枠として校名、場所、創立、生徒数、職員数、学級数とかそういうものを書いて、最初にはそれは上の方に書いてくれとか、そういうような縛りといいますかお願いをして、下にやっていたら、市民が来てもどこの学校かと探すのが大変ということ。順番にはなっていますが、10 日ごろに市庁舎の通路に展示されて、私も行って携帯のカメラで撮ったりしたのですが、そういう部分で、例えば第五中学校がどこにあるのかというのがもっとわかるようにできた方がいいと思います。そういうことでは統一して 29 校が全部上に校名と今申し上げたような情報をもっと出していただければありがたいというように思いました。

○藤本委員長 指導課長。

○叶指導課長 今回は実は冊子の方で学校の方のフォーマットを定めてということで、これは見比べるためにということです。逆にポスターについては、各学校が違うところを強調するようにということで、あえてこういう形でやってみました。公立学校はどこも同じであるというような認識がなかなかありますので、逆に地域によってまたそういうのを生かし

ながら、結構公立といいながら学校ごとに違うという印象をとということであえて今回そういう形にしました。これにつきましてはご意見をいただきまして、また今後検討してまいりたいと思います。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 どうもお疲れさまでした。とても好評だったようでよかったです。

フォーラムの参加人数のところですけども、保護者で項目が出ています。実情は保護者といっても学校の役員が半強制的と言っはいけないですけども、行かなくてはならないというような状況で参加しているようなところも見受けられまして、どうしてそうになってしまうのかと言うと、いろいろな状況があるのですが、水曜日の午後というのは子どもを置いて出かけるというのはとても難しい部分があります。

先生方のことも考えるとどうしてもその日程にはなってしまうということで今まで水曜日の午後だったのでしょうけれども、このアンケートを先ほど見せていただきましたら、お父さんも参加できるように日曜日とか土曜日はどうでしょうというような意見がありましたので、父親の参加というのも、父親にわかってもらおうというのも大事なことだと思います。今後、定年退職した方が学校の教育に協力してくださるとかというケースも出てくると思いますので、男性が学校に理解を示すということも大事だと思いますので、そういうことを考えるともっと多くの保護者が出られるような日程的な配慮ができたらいいなというように思うのですね。難しいことなのかもしれませんが、一応、考慮をしていただきたいなど、そういう意見も強く聞いていますので、よろしく願いいたします。

○藤本委員長 指導課長。

○叶指導課長 今回、1通そういうお手紙をいただいて、前回もいただいています。PTAの会長の方には説明しているのですが、市民交流や教育活動の紹介方法というのとあわせて、フォーラムの方では教員の意識啓発、また研修も兼ねるという形で私どもはやっております。そういう面では、用事がない限り教員は全員参加するように命令を発して、集めて、ほかの学校の努力を見ていただくなかで自己を振り返ってみる。それはまた保護者の方々、市民の方々の声、思いを直接感じとったうえで学校の教育の改善を図るという形をとっております。

土、日の開催のときには、その分、平日への勤務の振替ということでその分をどのようにするかということで一番学校の方の事務の負担が少ない。というのは私どもが授業時間をきちっと確保するというのを言明しておりますので、その時間にあえてこのような形をしている状況がございます。将来的には土曜開催して、それをまたほかに振り替えて、子どもの授業には影響を与えないような、そういうことも検討はしていきたいと思いますので、今後の検討課題とさせていただきます。

また、教育委員の方々も直接行かれましても、なぜ水曜日の午後ということで話が出るかと思いますが、子どもの授業に一番影響がないような形、そして先生方の方にしっかりと受けとめていただきたいということで今やっています。今後、人数の方も逆に言うと考えない形で土曜日ということは検討はまたしていきたいというように思います。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 ちょっと難しい状況だというのはよくわかります。でしたら、教育フォーラム以外にまた一般の保護者が学校のことを理解しやすいような場ができればいいかなという気もいたしますし、また土曜、日曜に開催でも先生が強制しなくても自主的に出てきたいというような気持ちになっていただけるように期待します。

○藤本委員長 なかなか難しい問題はあると思いますが、いろいろなご意見があるということをよくご理解ください。

はい、牧野委員。

○牧野委員 教員の参加率が書いてありますね。例えば八中は10人ですね。残りがいるはずなのですね。その教員の動静がどうなっているのか。非常に細かいことを言わせていただければ勤務実態はどうなっているのかという部分があるのですけれども、そういう学校が何校か出てきていますので、せっかくフォーラムをやって、全校体制でやっていくのですから参加があるかもわかりませんが、やはり参加をするということの趣旨を改めてどこかでもう一度。来年度やるとすれば校長会、副校長会等の場でお話をいただくということと、教員の動静をしっかり見定めるというその辺のところを確認をしたいということをお願いします。要望です。

○藤本委員長 指導課長。

○叶指導課長 第八中学校に限っては、ちょうどスキーの移動教室がありまして、これはどうしても変えることはできないという状況で、そういう面では、ご要望については是非とり込んだ形で行っていきたいと思います。

○藤本委員長 その他の1番を終わります。

◎その他

(2) インフルエンザについて

○藤本委員長 その他の2番に入ります。インフルエンザについて、学務課長、お願いします。

○久野木学務課長 それでは、小中学校のインフルエンザ関連の臨時休業の状況について報告させていただきます。

インフルエンザ関連による学級閉鎖は、今月17日に始まり、昨日までに小学校3校の4学級、中学校1校の6学級で発生しており、今日現在、小学校2校の2学級が学級閉鎖中でございます。学級閉鎖した小中学校10学級の学級閉鎖前日の状況、これはトータルでございますが、児童生徒数384名中97名が欠席、25.3%が欠席という状況でございました。

インフルエンザの予防につきましては、各学校にインフルエンザに関する健康教育の実施や、欠席児童生徒の欠席理由の確認、把握による患者の早期発見、教室の換気等について日ごろからお願いしているところでございますが、たまたま昨日、小中学校の校長研修会が開かれましたので、その席をお借りしまして児童生徒のうがい、石鹸による手洗いだとかその励行の徹底についてお願いしたところでございます。

○藤本委員長 この件はよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 その他まだあるのでございますが、あと予定している項目が個人のプライバシーに関わる問題が非常に多くございますので、これ以後のその他の事項については秘密会とするのが適切かと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○藤本委員長 それでは、以後秘密会にさせていただきますので、関係の課長さんはお呼びすることもございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時05分休憩

◎閉会の辞

○藤本委員長 以上で、本日の定例会は終了いたします。ありがとうございました。

午後 3時35分閉会

署名委員



委員長